

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第 3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成20年規則第4号)第115条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 6年 4月 2日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室井 照 平

1	委託業務番号	24水委第 7号
2	委託業務名	脱水機棟耐震補強・電気設備その他更新工事実施設計業務委託
3	委託業務場所	福島県大沼郡会津美里町穂馬 地内
4	業種	建設コンサルタント(上水道及び工業用水道)
5	業務の概要	1. 脱水機棟耐震補強工事実施設計 建物名称:脱水機棟(B1~3F(RH))992.46㎡…昭和62年度) 2. 脱水機電気設備その他更新工事実施設計 CC盤7面・補助継電器盤…2面・汚泥供給ポンプ操作盤…1面・汚泥供給ポンプ…3台・その他必要なもの
6	業務期間	契約締結の日から 令和 7年 3月21日(金) まで
7	予定価格	¥24, 495, 900円(消費税及び地方消費税込み)
8	最低制限価格	予定価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満切捨)を下回る額での入札があった場合には、最低制限価格を設定する。この場合において、最低制限価格を下回った額での入札は失格とする。
	① 最低制限価格の設定	最低制限価格は、入札額(消費税及び地方消費税込み。以下同じ。)の低い順に5者(入札参加者が5者に満たない場合は全ての参加者。ただし、入札参加資格要件のうち業者登録要件、業種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者並びに入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者並びに入札額が予定価格を超過した者を除く。)の入札額の平均値に0.9を乗じて得た額(千円未満切捨)とする。ただし、その額が、予定価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満切捨)を超える場合にあっては、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満切捨)を最低制限価格とする。 最低制限価格=入札額の低い順に5者の平均額(税込)×0.9(千円未満切捨) ただし、最低制限価格≤予定価格×0.6(千円未満切捨)とする。
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時において次の①から⑧に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	① 名簿登録	会津若松地方広域市町村圏整備組合又は構成市町(会津若松市、会津坂下町、会津美里町)の入札参加資格者名簿に登録されていること。
	② 登録内容	会津若松地方広域市町村圏整備組合又は構成市町(会津若松市、会津坂下町、会津美里町)の業種登録のある者。
	③ 許可資格等	建設コンサルタント登録規程(国土交通省告示)の「上水道及び工業用水道」に登録をしていること。
	④ 技術者の配置	管理技術者については、技術士法に基づく上下水道部門の技術士又はRCCMの資格を有するか、同等以上の経験と実績を持つ者でなければならない。
	⑤	構成市町及び会津若松地方広域市町村圏整備組合の業務等の指名競争入札の参加を停止された場合においては、その停止の期間を経過していること。
	⑥ 業務実績	国又は地方公共団体が発注した、浄水能力25,600㎥/日以上(浄水場(取水施設・浄水施設・脱水処理施設)の耐震調査又は耐震設計業務及び電気制御設備(コントロールセンタ)に係る実施設計業務を、平成24年度以降に元請としての実績を有するもの。 ただし、設計共同企業体により履行にあたっては、代表者としての履行に限る。
	⑦	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
⑧	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	

入札参加の申込		
10	① 提出書類	制限付一般競争入札参加申込書(指定様式)
	② 提出方法	指定様式により、ファックスで送信すること。なお、送信後は、確認のため電話連絡をすること。
	③ 提出先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話 0242-56-4192 ファックス 0242-56-3020
	④ 入札参加申込期間	令和 6年 4月 2日(火) から 令和 6年 4月23日(火) まで 土日を除く毎日 (午前8時30分から午後5時15分まで)
設計図書の閲覧		
11	① 閲覧場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 大沼郡会津美里町穂馬字宮ノ上乙1010 電話 0242-56-4192 ファックス 0242-56-3020
	② 閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
12	設計図書の貸出	設計図書については、希望者に貸出する。 希望者は貸出申請書(指定様式)により申請する。
設計図書等に対する質問		
13	① 質問方法	本業務委託に関する質問は、原則として質問書(指定様式)によりFAXで送信すること。 なお、送信後は確認のために電話連絡すること。
	② 質問書送付先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 電話 0242-56-4192 ファックス 0242-56-3020
	③ 質問期限	令和 6年 4月12日(金) 午後5時15分まで
	④ 質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答する。
入札方法		
14	① 提出書類	入札書及び価格内訳書(指定様式) ・入札書及び価格内訳書は、整備組合指定様式により提出すること。 ・入札書及び価格内訳書は、郵便入札用封筒に同封し、封印(裏面に割印)することまた、入札書記載金額(税抜き)と価格内訳書の合計金額は一致すること。 ・郵便入札用封筒の表面に開札日、件名、裏面に会社住所、商号または名称を明記すること。
	② 入札方法	郵便による入札
	③ 郵送方法	一般書留、簡易書留のいずれかによる。
	④ 宛先	〒969-5199 会津若松市大戸町上三寄香塩339 上三寄郵便局留 会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 行
	⑤ 入札書到着期限	令和 6年 4月23日(火) 上記宛先に必着
入札(開札)日時等		
15	① 入札(開札)日時	令和 6年 4月25日(木) 午後1時30分
	② 入札(開札)場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 大沼郡会津美里町穂馬字宮ノ上乙1010 電話 0242-56-4192 ファックス 0242-56-3020
16	入札回数	初度のみの1回とする。
17	入札保証金	免除
18	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者については、審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックス 0242-56-3020により組合に提出し、到着の有無を用水供給課(電話 0242-56-4192)に確認すること。 なお、落札候補者が、組合が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。

	入札の無効	
19	①	本公告に定める入札参加資格者に必要な資格のない者のした入札
	②	地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
	③	その他、入札条件又は組合において特に指定した事項に違反した入札
20	契約事項	会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約規程並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事請負契約約款を準用し契約締結する。
21	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第101条の規定により、請負代金または契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、または契約保証金に代わる担保として有価証券または債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実に認める金融機関または保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
	①	この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
	②	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
	③	会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第102条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約(以下「複数年契約」という。))にあつては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間)に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。)
22	その他	
	①	当該入札において事故が起きたとき及び不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止または延期する場合がある。
	②	当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得を熟知のうえ入札に参加すること。
	③	入札結果(落札業者、落札金額等)については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ(http://www.aizu-kouiki.jp/)において閲覧が可能です。
	④	なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課(馬越浄水場)にお問合せ下さい。 電話 0242-56-4192 ファックス 0242-56-3020